



## 南薩地区衛生管理組合告示第8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第3条により、次のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和2年6月29日

南薩地区衛生管理組合管理者 本坊 輝雄



### 1 縦覧の場所

- (1) 南薩地区衛生管理組合事務局
- (2) 高橋公民館
- (3) 上ノ山公民館
- (4) 南さつま市役所金峰支所市民課
- (5) 枕崎市役所市民生活課
- (6) 日置市役所市民生活課
- (7) 南さつま市役所市民環境課
- (8) 南九州市役所市民生活課

### 2 縦覧の期間

- (1) 縦覧の期間は令和2年6月29日（月）から令和2年7月29日（水）までとする。

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には縦覧を行わない。

- (2) 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

### 3 施設の概要

- (1) 施設の名称

（仮称）南薩地区新クリーンセンター

- (2) 施設の設置の場所

南さつま市金峰町高橋地内

- (3) 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設

- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し渣及び助燃剤、災害廃棄物（可燃物）

(5) 施設の能力

エネルギー回収型廃棄物処理施設 145 t / 24h (2 炉)  
マテリアルリサイクル推進施設 16 t / 5 h

4 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、動物・植物及び生態系、景観

5 縦覧の手続

報告書等を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

6 縦覧者の遵守事項

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- (5) 管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

7 意見書の提出

(1) 提出の期間

令和 2 年 7 月 30 日 (木) から令和 2 年 8 月 13 日 (木) までの午前 9 時から午後 4 時まで (日曜日及び土曜日、国民の祝日を除く)

(2) 提出の方法

持参、郵送 (郵送の場合は 8 月 13 日 (木) までの消印まで有効)、FAX、電子メール

(3) 提出の場所

ア 持参の場合

南薩地区衛生管理組合事務局、南さつま市役所金峰支所市民課、4 市 (枕崎市役所市民生活課、日置市役所市民生活課、南さつま市役所市民環境課、南九州市役所市民生活課) の各担当窓口

イ 郵送の場合

送付先 : 〒897-8501 南さつま市加世田川畑 2648 番地  
南薩地区衛生管理組合 事務局 宛

ウ FAX の場合

FAX : 0993-52-0191

エ 電子メールの場合

電子メール : nanei5@po5.synapse.ne.jp

(4) その他

提出された意見書については、提出された意見書に対する組合の見解をまとめ、組合ホームページで公表する。意見書を提出された方の個人名等は公表しません。また、提出された意見書に対して個別の回答は行いません。

9 問い合わせ先

〒897-8501

鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地

南薩地区衛生管理組合 事務局

TEL : 0993-53-7730

FAX : 0993-52-0191

電子メール : nanei5@po5.synapse.ne.jp